様式第十一号の二（表紙）中「7月」を「10月」に改める。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の一部改正）

第五条　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（母子家庭自立支援教育訓練給付金の手続） **第六条の六**　（略） 2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し（八月から十月までの間に申請する場合を除く。）又は当該受給希望者の前年（一月から七月までの間に申請する場合にあつては、前々年とする。以下この号及び第六条の八第二項第二号において同じ。）の所得の額（児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第三条及び第四条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）並びに児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第九条第一項に規定する扶養親族等（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。） 三　（略） **第六条の八**　（略） 2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し（八月から十月までの間に申請する場合を除く。）又は当該受給希望者の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。） 三～六　（略） 3　（略） （母子家庭高等職業訓練促進給付金の手続） **第六条の十**　（略） 2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し（八月から十月までの間に申請する場合を除く。）又は当該受給希望者の前年（一月から七月までの間に申請する場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての	（母子家庭自立支援教育訓練給付金の手続） **第六条の六**　（略） 2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し又は当該受給希望者の前年（一月から七月までの間に申請する場合にあつては、前々年とする。以下この号及び第六条の八第二項第二号において同じ。）の所得の額（児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第三条及び第四条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）並びに児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第九条第一項に規定する扶養親族等（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。） 三　（略） **第六条の八**　（略） 2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し又は当該受給希望者の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。） 三～六　（略） 3　（略） （母子家庭高等職業訓練促進給付金の手続） **第六条の十**　（略） 2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し又は当該受給希望者の前年（一月から七月までの間に申請する場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親